

家庭問題に関する相談はお早めに関係団体・機関へ

1 国際結婚されている方の中には、外国人の相手とのコミュニケーション・ギャップ」や価値観の違いによるストレス、虐待など深刻な事態に直面した場合の戸惑い、外国における孤独感などから、日本に子供を連れて帰る事例が発生しています。しかしながら、そのような行動をとったことにより、その国において犯罪者として扱われる等、国を超えたトラブルに巻き込まれ続けることにもなりかねません。

2 また、お子さんは、夫婦両方にとってのお子さんであり、子供にとっては、どちらも大事な親です。両親間の争いが生じた場合には、子は翻弄され、心身ともに傷つくことが珍しくなく、成長過程の子供にとって大きな負担を与える危険性もあると言われています。そして、国境を越えて、両親間の争いが継続する場合、子が受ける影響は更に大きなものになる場合があります。

3 米国には、家庭内暴力（DV）等の家庭の問題に対応する相談団体・機関が多くあり、シェルター、カウンセリング、弁護士の紹介や法律相談、法的援護活動、生活困窮者に対する救済金申請支援及び、育児支援等の一連の情報提供を可能としています。また、これらの機関の中には、日本語での利用が可能な機関もあります。仮に日本語利用可能な機関が、居住されている州になくても、他州からの相談に応じたり、適当な機関の紹介が可能な場合があります。問題の兆候が見え始めたら、お早めに各種団体・機関（注）にご相談されることをお勧めします。

子の親権問題について

～国境を越えた子の連れ去り問題について～

近年、国際結婚が増えている一方で、海外における結婚生活で困難に直面したそれぞれの国籍の異なる父又は母のいずれかが、居住地の法律に反する形でもう一方の親の同意なしに子どもを母国に連れ去り、問題になるケースが発生しています。また、日本から子どもを国外に連れ去られる事例も発生しており、子どもに会えずに辛い思いをされている日本人の親もいらっしゃいます。

今回は、特に米国に居住される日本人の皆様にご留意していただきたい点をまとめました。

1. Q. 何が問題なのですか？

A. 米国の国内法（刑法）では、父母のいずれかが親権（監護権）を有する場合又は離婚後も子どもの親権を共同で有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています（注1）。例えば、米国に住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子どもを日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であっても米国の刑法に違反することとなり、再渡航した際に犯罪被疑者として逮捕される場合がありますし、実際に、逮捕されたケースが発生しています。また、I C P O（国際刑事警察機構）を通じて誘拐犯として国際手配される事案も生じています。国際結婚後に生まれた子どもを日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意する必要があります。具体的な事案については、家族法専門の弁護士に相談されることをお勧めします。

（注1）16歳未満の子の連れ去りの場合、罰金若しくは3年以下の禁錮刑又はその併科を規定（連邦法 Title 18, Chapter 55, Section 1204）。州法により別途規定がある場合もあります。各州による規定の詳細については、以下の National District Attorneys Association のウェブサイトをご参照下さい。 <https://ndaa.org/wp-content/uploads/Parental-Kidnapping-June-2010.pdf>

Q. ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）とは、どのような条約ですか？

A. 国境を越えた不法な子の連れ去りを防ぐことなどを目的として、1980年、ハーグ条約が採択されました（2023年6月現在、締約国数は103箇国）。日本政府も国内で条約を実施するための法整備を進め、2014年4月1日にハーグ条約が発効しました。この条約の締約国は、他の締約国に不法に子を連れ去られたとの監護権者からの申立て

を受けて、子が元々居住していた国に迅速に返還されるようにするための措置をとる義務を負います。親権をめぐる父母間の争い等は、子の返還後に、子が元々居住していた国の裁判所において決着することが想定されます。この条約は、もう一方の親の同意を得ない等不法に連れ去られた子の返還について定めるものですから、お子さんを連れて国境を越えた移動をする際には、もう一方の親の同意を得る、適式な裁判手続きを経る等して不法な連れ去りにならないようにすることが重要です。

2. 未成年の子に係る日本国旅券の発給申請について下記の URL をご覧下さい。
<http://www.mofa.go.jp/announce/info/passport.html>

3. 家庭問題に関する相談はお早めに関係団体・機関へ

(1) 国際結婚されている方の中には、外国人の相手とのコミュニケーション・ギャップや価値観の違いによるストレス、虐待など深刻な事態に直面した場合の戸惑い、外国における孤独感などから、日本に子どもを連れて帰る事例が発生しています。しかしながら、そのような行動をとったことにより、その国において犯罪者として扱われる等、国を越えたトラブルに巻き込まれ続けることにもなりかねません。

(2) また、お子さんは、夫婦両方にとってのお子さんであり、子どもにとっては、どちらも大事な親です。両親間の争いが生じた場合には、子は翻弄され、心身ともに傷つくことが珍しくなく、成長過程の子どもにとって大きな負担を与える危険性もあるといわれています。そして、国境を越えて、両親間の争いが継続する場合、子が受ける影響は更に大きなものになる場合があります。

(3) 米国には、家庭内暴力 (DV) 等の家庭の問題に対応する相談団体・機関が多くあり、シェルター、カウンセリング、弁護士を紹介や法律相談、法的援護活動、生活困窮者に対する救済金申請支援及び、育児支援等の一連の情報提供を可能としています。また、これらの機関の中には、日本語での利用が可能な機関もあります。仮に日本語利用可能な機関が、居住されている州になくても、他州からの相談に応じたり、適当な機関の紹介が可能な場合もあります。問題の兆候が見え始めたら、お早めに各種団体・機関にご相談されることをお勧めします。

各種団体・関係機関連絡先

【差し迫った危機の場合】

●警察（9 1 1）

●National Domestic Violence Hotline(1-800-799-SAFE(7233))

24時間利用可能、Language Bank による日本語通訳を介した3者通話サービスの利用可能、URL は、<https://www.thehotline.org/>画面上部の get help をクリックすれば、州ごとのDVセンターの連絡先などにアクセスできます。

【米司法省のサイト】

(1) Office for Victims of Crime

<https://ovc.ojp.gov/directory-crime-victim-services>

(2) Office of Violence Against Women

<https://www.justice.gov/ovw>

(3) 州ごとのDV対策機関

<https://www.justice.gov/ovw/local-resources>

(4) DVの定義（日本と同様に、身体的な暴力のみならず、精神的なもの、性的なものも含まれます。

<https://www.justice.gov/ovw/domestic-violence>

【日本語利用可能な機関】

(1) Asian/Pacific Islander Domestic Violence Resource Project（日本語のパンフレットを用意）

<https://www.dvrp.org/>

(2) Asia Task Force Against Domestic Violence（24時間利用可能なヘルプライン(617-338-2355)。日本語対応も可能）

<https://www.atask.org/site/>

(3) Asian Women's Shelter（24時間ホットライン(877-751-0880)）

<https://www.sfaws.org/>

(4) Woman Kind（多言語24時間ホットライン(888-888-7702)）

<https://www.iamwomankind.org/>

【弁護士の検索：米務省】のサイトにおけるリーガルエイド紹介】

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child->

Abduction/abductions/legain-info-for-parents/find-an-attorney-in-US.html

【管轄10州のDV対策機関】

日本語での対応を希望する場合には“Japanese Please”と伝えることで、日本語通訳を介したサービスが利用できます。また、どこに連絡をしたら良いか分からない場合は、National Domestic Violence Hotline (1-800-799-7233)にて最寄りの機関を紹介してくれます。

●イリノイ州

Illinois Coalition against Domestic Violence

Hotline : (877) 863-6338

Tel: (217) 789-2830

Website: <https://www.ilcadv.org>

●インディアナ州

Indiana Coalition against Domestic Violence

Hotline : (800) 332-7385

Tel: (317) 917-3685

Website: <https://www.icadvinc.org/>

●アイオワ州

Iowa Coalition against Domestic Violence

Hotline : (800) 942-0333

Tel: (515) 244-8028 Fax: (515) 244-7417

Website: <https://www.icadv.org>

●カンザス州

Kansas Coalition against Sexual and Domestic Violence

Hotline : (888) 363-2287

Tel: (785) 232-9784 Fax: (785) 266-1874

Website: <https://www.kcsdv.org>

Email: coalition@kcsdv.org

●ミネソタ州

Violence Free Minnesota

Hotline : (866) -223-1111

Tel: (651) 646-6177 又は(800) 289-6177 Fax: (651) 646-1527

Website: <https://www.mcbw.org>

●ミズーリ州

Missouri Coalition against Domestic and Sexual Violence

Hotline: 居住されている地域ごとにホットライン番号は異なります。ホームページをご覧ください。か、又は、 National Domestic Violence Hotline (1-800-799-7233) へ連絡してください。

Tel: (573) 634-4161

Website: <https://www.mocadsv.org/>

●ネブラスカ州

Nebraska Coalition to End SEXUAL and Domestic Violence

Hotline: National Domestic Violence Hotline (1-800-799-7233) へ連絡してください。

Tel: (402) 476-6256

Website: <https://www.nebraskacoalition.org/>

●ノースダコタ州

North Dakota ending sexual and domestic violence

Hotline: National Domestic Violence Hotline (1-800-799- 7233) へ連絡してください。

Tel: (701)255-6240 Fax: (701)255-1904 Toll Free : (888) 255-6240

Website: <https://www.cawsnorthdakota.org>

●サウスダコタ州

South Dakota Coalition Ending Domestic Violence & Sexual Violence

Hotline: National Domestic Violence Hotline (1-800-799-7233) へ連絡してください。

Tel: (605) 945-0869 又は (800) 572-9196

Website: <https://sdcedsv.org/>

●ウィスコンシン州

Wisconsin Coalition Against Domestic Violence

Hotline: National Domestic Violence Hotline (1-800-799-7233) へ連絡してください。

Tel: (608) 257-1516 又は (608) 646-7753

Website: <https://www.wcasa.org/>

Email: wcasa@wcasa.org

(注) 本リストは、一般的な情報提供として作成したもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。各機関への連絡・照会等は直接ご自身で行っていただくようお願いいたします。また、これら機関とのトラブル等については、当館として一切責任は負えませんので、あらかじめご了承の上、ご利用下さい。 【内閣府男女共同参画局（配偶者からの暴力被害者支援情報）】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html